



平成 21 年 3 月 3 日

各 位

会 社 エルナー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 青野英敏  
(コード番号 6972 東証2部)  
問合せ先 執行役員管理部長 村嶋宏之  
(TEL 045-470-7251)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 3 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 73 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行なうものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条(株券の発行)および第 8 条(単元株式数および単元未満株券の不発行)第 2 項を削除するものであります。  
上記みなし定款変更に伴い、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取扱うことがなくなるため現行定款第10条第3項を削除し、株式取扱規則に定める事項を明らかにするため現行定款第11条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加するものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行なうものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更を行なうものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 定 款 案 |
|---|-----------|
| <u>第 7 条 (株券の発行)</u><br><u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> | 削除        |

|  |   |
|--|---|
| <p>第8条（<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>）</p> <p>(1) 当社の単元株式数は 1,000 株とする。</p> <p>(2) 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第9条（<u>単元未満株式についての権利</u>）<br/>当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>第10条（<u>株主名簿管理人</u>）</p> <p>(1) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下、同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第11条（<u>株式取扱規則</u>）<br/>当社の株券の種類、株主名簿、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条～第17条の1（<u>条文省略</u>）</p> <p>第17条の2（<u>種類株主総会</u>）<br/>第14条および前条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> | <p>第7条（<u>単元株式数</u>）<br/>当社の単元株式数は 1,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>第8条（<u>単元未満株式についての権利</u>）<br/>当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>第9条（<u>株主名簿管理人</u>）</p> <p>(1) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>第10条（<u>株式取扱規則</u>）<br/>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第11条～第16条の1（<u>現行どおり</u>）</p> <p>第16条の2（<u>種類株主総会</u>）<br/>第13条および前条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> |
|--|---|

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <p>第 18 条～第 42 条（条文省略）<br/>新設</p> | <p>第 17 条～第 41 条（現行どおり）<br/>附則</p> <p><u>第 1 条</u><br/>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u><br/>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第 3 条</u><br/>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p> |
|-----------------------------------|--|

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日      平成21年 3 月27日（金）  
(2) 定款変更の効力発生日                      平成21年 3 月27日（金）

(注) 上記の内容につきましては、平成21年 3 月27日開催予定の第73回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上